第7回 横浜市税制研究会 議事録

日 時 5月22日(木) 午後6時から8時まで

会 場 市庁舎2F応接室

出席者 <委 員>青木宗明委員 金澤史男委員 柴由花委員 田谷聡委員 望月正光委員

<市 側>阿部副市長 大場行政運営調整局長 徳江主税部長

< 関係局>吉田環境創造局みどりアップ推進担当理事 高橋環境創造局総合企画部長 立花まちづくり調整局担当理事(土地利用・規制担当政策専 任部長) ほか

<事務局>行政運営調整局税制課

資 料

【資料1】横浜市税制研究会委員名簿

【資料2】第6回横浜市税制研究会議事録

【資料3】他県の先行事例における県民税超過課税導入時の個人・法人の負担 割合

【資料4】神奈川県の水源環境税との関係

【資料5】法定外税の可能性について

【資料6】税負担の軽減による施策誘導の検討

【資料7】横浜の緑に関する市民意識調査

【資料8】新税による財源の使途の検証のしくみについて

【資料9】緑の保全・創造に向けた課税自主権の具体的活用に関する意見(中間整理)(たたき台)

(**座長**) 前回お話ししたように、シンポジウムなど、緑に関する市民向けの取組が近々予定されており、今後、様々な議論が進められることが見込まれることから、本日は、これらの動きにあわせ、これまでの検討状況を中間的に整理することとし、意見集約していければと考えている。後ほど、書きぶりも含めて細かくご指摘いただきたいと思う。

その前に、前回の議論で宿題となっている部分があるので、まず、そちらについて整理していきたい。

◇ 事務局から、資料3、4に基づき、他県の先行事例における県民税超過課税 導入時の個人・法人の負担割合、神奈川県の水源環境税との関係について説明。 (約10分)

【他県の先行事例における県民税超過課税導入時の個人・法人の負担割合】

- 〇 平成 18 年度以前(三位一体改革による所得税から住民税への税源移譲実施 前)に創設した県(富山県、滋賀県、兵庫県、愛媛県、福岡県ほか)
 - ・ 所得割、法人税割を含めた県民税全体の既存の税収額を対象に、個人分、 法人分の税収割合を対比。そのうえで、当該税収対比をもとに、均等割超 過課税で新たに求めようとしている税収をあん分し、個々の個人分、法人 分の超過税率を算定。

〇 この方法による場合の問題点

- ・ 国、地方間の税源配分にあたっては、偏在性緩和の観点から、より偏在性の高い法人所得課税は、国や県に多く配分され、より偏在性の低い個人所得課税は、市町村に多く配分されている。したがって、県や市における個人と法人の税収割合は、必ずしもあるべき個人、法人の負担割合となっていない。
- ・ 国、地方間等で税源移譲が行われた場合、個人、法人の税収割合に大きな変更が生じる。
- 〇 平成 19 年度以後(三位一体改革による所得税から住民税への税源移譲実施 後)に創設した県(秋田県、長野県、愛知県ほか)
 - ・ 税源移譲により個人県民税の税収規模が倍増し、平成 18 年度以前に創設した県と同じ考え方では、負担割合が異なってしまうこととなったため、税収規模による対比ではなく、「先行実施県の税率設定を参考にした税率設定」を採用。

〇 第6回税制研究会の意見状況

- ・ 個人、法人の区別なく、負担増加率を同率とすることが考えられる。
- 個人、法人のバランスを考慮していく必要がある。

【神奈川県の水源環境税との関係】

〇 第6回税制研究会の意見状況

・ 今回、横浜市が検討している市民税超過課税と、神奈川県の水源環境税

(個人県民税超過課税)とでは、その目的が全く異なると説明するとわかりやすいのではないか。

- ・ 横浜市内の緑地を保全することは、横浜市域における水循環にも貢献していると言える。全く目的が異なるとは言えないのではないか。
- ・ 水源環境税を原資とする「水源環境保全・再生に関する市町村特別交付金」の充当先については、県の当初案では、横浜市の緑地保全についても、都市部の水循環に貢献し、都市住民の水循環とのふれあいや学習の場ともなるという趣旨で対象となっていた。最終的に、県内の水源を直接涵養する県西部の森林部分に、交付金を集中することとなったため、対象外となっただけである。

○ 第6回税制研究会の意見状況を受けた考え方の整理

- ・ 横浜市と神奈川県が、仮に同じ目的で超過課税を行っても、課税団体が 異なっているので、地方税法上、問題はない。
- ・ しかし、使途が重なる場合に、当該部分を考慮に入れなければ、重複課税の問題が生じ、市民の理解と納得を得ることは難しい。
- ・ 神奈川県の水源環境税について見ると、これは、県民への良好な水の供給を目的に県西部を中心とした森林保全事業経費に充てるものであり、現在、横浜市の緑地保全に対する充当(交付金等)はない。したがって、横浜市が検討している超過課税と、神奈川県の水源環境税は、現時点においては、明らかに使途が異なっている。
- ・ 一方で、そもそもの趣旨を考慮すると、目的・使途には相通じるものがあり、仮に、神奈川県において見直しが行われる場合は、横浜市の緑地保全に対する充当(交付金等)を求めていくことが考えられる。
- 神奈川県において見直しが行われた場合は、現在検討中の市民税超過課税についても、見直しを行っていくことが考えられる。

◇ 事務局からの説明について自由討議(約10分)

- (**座長**)個人・法人の負担割合については、やはり、それぞれのバランスを考慮することが重要。バランスを考慮すると、他県の先行事例と同じように、仮に個人が 1,000 円であれば、法人は規模等に応じた均等割額の 10%程度といった数字が出てくるのではないかと思うがどうか。
 - バランスとしてはいいのではないか。

(**座長**) この点については、中間整理段階では、特に踏み込んだ記載をしていく 必要はないと思うので、最終報告に向け、バランスを考慮するうえで必要な 項目について、もう少し事務局に調べてもらい、結論を出していきたい。

神奈川県の水源環境税との関係については、とりあえず現時点では、使途が違っており、重複等、特に調整を要するわけではないが、将来的には、見直す可能性もあるというような説明になっているが、いかがか。

- ・ 横浜市が検討している市民税超過課税と、神奈川県の水源環境税は、全く 違うとはっきり言っても間違いではないと思うが。
- ・ ただ、県の水源環境税自体の見直しによって都市部の位置づけが変わる可 能性もあるわけなので、そういう可能性は残しておいた方がいい。
- (**座長**) それでは、横浜市が検討している超過課税と、神奈川県の水源環境税は、 現時点においては、使途が異なっているという形で整理していくこととした い。

◇ 事務局から、資料5に基づき、法定外税案について説明。(約5分)

〇 第6回税制研究会の意見状況

- ・ 緑減少を伴うものに限らず、すべての緑化すべき(誘導すべき)開発事業などを対象とすべき。
- 免罪符的な税ではなく、インセンティブ効果がある税とすべき。
- ・ 課税の趣旨を含め、課税対象の選択、納税義務者、課税標準、税率の設 定等について議論が必要。

○ 開発事業全体を対象としつつ、緑化を誘導する税制案(法定外目的税)

<趣旨>

・ 緑被率の維持・向上に必要な緑化率による緑化面積を下回る開発に対し、 実際の緑化割合に応じた一定の税負担を求めるとともに、これを超える緑 化に対しては補助金を交付することにより、開発事業における緑化を推進 する。

<具体的な税制の形態>

・ 現行の「横浜市の開発事業の調整等に関する条例」等で、土地の用途ご とに設定されている緑化率(以下「規制緑化率」という。)を上回る緑化 率を設定(以下「誘導緑化率」という。)。

- ・ 誘導緑化率は、緑被率の維持に必要となる水準を設定(例:規制緑化率+20%)。
- ・ 各開発事業を対象に、誘導緑化率に基づく緑化面積と実際の緑化面積と の乖離面積を対象に課税。
- 誘導緑化率を超える緑化を行った場合は、この税によってえられた税収 を原資として、補助金を交付。

<納税義務者>

· 都市計画法に規定する開発行為を行う者等(ただし、誘導緑化率の定め のないものを除く。)

<課税対象(課税客体)>

・ 都市計画法に規定する開発行為等(ただし、誘導緑化率の定めのないものを除く。)

く課税標準>

・ 誘導緑化率による面積(=開発事業等面積×誘導緑化率) - 実際に緑 化した面積

<税 率>

誘導効果を十分に発揮する税率を検討。

<使 途>

誘導緑化率を上回る緑化をした開発事業等に対する補助金。

く課 題>

- 課税の根拠となる「誘導緑化率」について、施策条例や規制条例において、明確化することが前提となるのではないか。
- ・ 都市計画法等によって、開発の際に公益施設を供出するなど、法律等で 定められた義務を果している開発事業者に対して、さらなる税負担を求め ていく根拠が成り立つか。
- ・ 汚染物質の排出に対する対策のような場合と異なり、生命や財産の保護 に直接影響のない「緑の維持・向上」を目的として、法令を超えた私権制 限につながる緑化率を設定することはできるか。
- ・ 課税対象とする事業をどの範囲とするか、詳細な検討が必要。特に、工場跡地のマンション建築や駐車場設置など許可を要しない建築行為等の取扱いをどうするか。
- ・ 開発完了後の樹木伐採などのおそれがあるが、こうした課税逃れについて、どのように対応していくか。
- ・ 地価の高いところと低いところでは、緑化される土地の価値が異なるた

め、その違いにどう対応していくか。

- ・ 誘導緑化率を完全に達成させるような高い税率を設定すると、私権の制限となり、課税自体が違法となる可能性がある。一方、税率を低く抑えると、誘導効果が期待できない。
- ・ 税率を高い水準に設定すると、納税者に過重な負担となり、国の同意を 得られない可能性がある。

◇ 法定外税について自由討議(約10分)

(**座長**) 法定外税については、前回、緑の減少を伴う開発事業が緑減少の直接的な原因であると考え、広く市民の方々に負担をお願いしてゆくこととの釣り合いから、開発事業に向けた一定規模以上の緑の伐採に対して一定の負担を求めることができないか検討した。

しかし、汚染物質の排出に対する対策のような場合と異なり、緑を減少させること自体を原因として直ちに税負担を求めることには法律上様々な課題があり、また、このような税は、既存の開発には課税されず、むしろこれまで緑の保全に協力してきた方々が持つ土地に限り課税されることとなることから、公平性の点でも課題が残るとの結論となった。

一方で、緑減少を伴うものに限らず、すべての開発事業などを対象として、 緑化拡大効果が生じる法定外税を設けていくことはできるのではないかとい う意見があり、事務局から説明した案を作ってみた。

課題については、前回指摘があったものや、個別に先生方から寄せられた ものを中心にあげている。いろいろ課題があると思うがどうか。

- ・ 仕組みとしては非常に面白いが、なかなか課題が多い。特に、技術的な課題が多い。自信を持って決定して、具体的な姿を描くところまでは至っていないというのが正直なところではないか。
- ・ 課題のところで、「地価が高い所と低い所では、緑化される土地の価値が異なる」というくだりがあるが、どういう意味か。
 - → これは緑化を誘導するための税だが、緑化のために実際に使えなくなる土地の価値が、例えば、地価が高い中心地と郊外とでは異なるので、それに応じて、課税標準に、そういった地価の要素まで含める必要があるのかどうかという点が課題となるのではないかと思う。
- 地価の高い所と低い所で、税の抑止効果に差が出ないようにするために、

地価に応じて税率を変えていったりするということか。

- ・ 税率はなかなか難しい。税率というより、課税標準に、例えば公示価格や 市場価格に近いようなものを導入するということになる。
- ・ 税としては、面白いし、ユニークだし、横浜らしい税になりうる可能性は 感じるが、現時点でこれをやって、質問や批判に耐えうる精緻さで組み上げ られるかというと、やっぱりちょっと難しいのかなという判断だ。
- ・ 実際の開発事例の実態は、規制ぎりぎりのところで張り付いているのか、 それとも、規制を上回る緑化が行われているのか。だいたいで言うと、例え ば7、8割方が規制ぎりぎりで、2、3割が規制を上回る緑化を行っている という感じか。
 - → 市街地も含めると、だいたいそれぐらいの数値になると思う。
- ・ 規制緑化率の例としてプラス20%とされているが、誘導ラインとして現実 的でないのではないか。
 - → 一般的に考えると相当高いレベルである。
- (**座長**) 前回の議論のご記憶があると思うが、プラス20%というのは、現在の緑被率30%と、一般的な規制値である10%の差である。したがって、あまり根拠があるとは言えない。

いずれにしても、恐らく法定外税については、現実の仕組みを作っていくのは難しいというような結論にならざるをえないと思うが、いかがか。

- ・ もちろん、○印はつけられないけれども、こういうのも検討したということは、今回の中間整理の中に入れておいて欲しい。
- ◇ 事務局から、資料6に基づき、税負担の軽減による施策誘導の検討状況について説明。(約5分)

の 既存減免対象等の量的拡大

- 市街化区域の緑地保全指定面積(緑被相当)
 現行300ha(減収額558百万円) → 計画800ha(減収額1,488百万円)
- 市街化調整区域の緑地保全指定面積(緑被相当)

現行900ha (減収額3.2百万円) → 計画2,400ha (減収額8.6百万円)

〇 新たな軽減措置の検討例

- ・ 景観計画の策定に合わせた固定資産税等の軽減措置(道路沿いに植樹帯 を設けて緑化した場合に、当該植樹帯部分の固定資産税等を軽減)
- 市街地の建築物敷地において緑化基準を超える一定の緑化を行った場合の固定資産税等の軽減措置
- ・ 広く市民と緑のふれあいの場として活用される土地の固定資産税等の軽 減措置

◇ 税負担の軽減による施策誘導について自由討議(約10分)

- (**座長**)「市街地の建築物敷地において緑化基準を超える一定の緑化を行った場合」というのは、具体的にはどのようなものを考えているのか。
 - → これまで、建築物の緑化に際して、条例で定める基準以上に緑化を行った場合に、緑化認定ラベルを発行しているが、新たに、条例基準の緑化を義務的緑化、基準以上の緑化を環境貢献緑化と位置づけ、基準以上の上位ランクの緑化認定ラベルを取得した場合に、助成や税の軽減を行うことができないかと考えている。

具体的な対象としては、今後導入を予定している緑化地域制度の対象が 500 ㎡以上となっていることなどから、緑化協議を義務付けている敷地面積 500 ㎡以上の建築物を対象とすることを検討している。

- ・ 敷地面積 500 ㎡以上の建築物というと、豪邸だけが対象となるようなイメ ージだがどうなのか。
 - → 500 ㎡以上を対象とすると、個人の住宅というよりは、主に集合マンション・アパートが対象になってくると思う。
- ・ 助成を受ける方としては、例えば集合住宅だと管理組合とかということに なるのか。
 - → 緑化の助成は、整備の際申請を受けることとなるので、建築主や開発 業者に対して助成していくこととなる。
- 固定資産税の軽減については、マンションの場合は、分譲された後のマン

ション所有者の固定資産税が軽減されるという理解でいいのか。

- → マンション所有者の固定資産税が軽減されることになる。
- ・ 助成や税負担軽減につながる緑化協議は、個人や会社の任意の申請に基づいて行うのか。
 - → 緑化地域制度が導入されると、協議は任意ではなくなり、強制力が生 じてくる。
- ・ 500㎡未満の建物については、当然、義務付けがなされてないので対象にはならないということか。500㎡未満のところについては、任意の申請に基づく助成を考えていってもいいのではないか。そうすることで、個人レベルで、広く緑化の輪が広がるのではないかと思う。
 - → これは、緑被率31%を守るためには、極めて重要な施策であり、現在、 一応、緑化が義務付けられる500㎡以上ということで考えているが、もう 少し小さいものもやるべきかもしれないと考えている。現在のところ、 まだ検討中の仮の案ということでご理解をお願いしたい。
- ・ 敷地面積500m以上の既存の建築物は対象となるのか。
 - → 既存の建築物は協議義務付けの対象とならないが、任意で新たに協議していただければ対象となりうる。
- 技術的なことだが、緑化の範囲の捕捉は誰がどのようにして行うのか。
 - → 対象者の方から緑化協議書というものを出していただいて、何%の緑化をしているか協議し、確認していこうと考えている。
- ・ 税の軽減をするときには、ある程度確実な捕捉のレベルが求められる。捕捉という点については、慎重に検討された方がいいということを意見として申し上げておきたい。

また、ちょっとした広いお屋敷の場合、結構緑化がされており、相当程度 が減免対象となってくる気がする。それが良いのかどうかは政策判断なので、 もちろん結構だが、公平な課税という点でどうかも考えて欲しい。

(**座長**)確かに、余裕のある豪邸は対象となり、一般の戸建ては対象とならない

というのでは課題がある。小規模なものをどのように対象に取り込み、個人 レベルで、どうやって緑化の輪を広げていくか是非検討して欲しい。

◇ 環境創造局から、資料7、8に基づき、市民意識調査の実施状況、使途の検 証のしくみについて説明。(約5分)

〇 市民意識調査の実施状況

対象

無作為抽出した満20歳以上の市民1万人

• 調查期間

平成20年5月13日(火)から5月31日(土)まで

アンケート項目

問1~4 市民と緑の関わりなど、緑に関する意識や関心について

問5~8 緑の多くは民有地で、所有者が持ち続けることが困難であり、 支援が必要であるとの考え方に対する市民の受け止め方につ いて

問9 緑のなかで、どのようなことをして楽しみたいかについて

問10 所有者に対する支援のための施策を進めるうえでの新たな負担について

〇 使途の検証のしくみ

使途の区分

区分の必要性

市民に対する説明責任として、新たな税収の使い道、使い方等を明らかにするために、新たな税収を既存の税収と分け、使途を明確にするしくみが必要。

基金等の創設

透明性・説明責任、柔軟性、安定性等の視点をもとに制度の検討を行うことが必要。

使途の検証

検証の必要性

新税による財源が、緑の保全と創造に適切に使われていることを、客観的に検証し、より良い施策が行われるようフォローアップしていくことが必要。

方法

議会による審議のほか、第3者の学識者による専門的知見や市民の声・ 目線を反映した客観的な方法が必要。

検証のサイクル

数年サイクルとするか毎年とするかなど、検証の内容と方法を検討する ことが必要。

市民への情報発信

緑の施策の推進のためには、市民の参加・協働が不可欠であることから、 使途の検証等を踏まえ、市民への情報発信により、市民理解を得ていくこ とが必要。

今後の方向性

施策の検討等の状況を踏まえて、具体的なしくみの検討を実施。

◇ 市民参画について自由討議(約10分)

- (**座長**) 課税自主権の活用にあたっては、市民の理解と納得が欠かせない。市民 参画の仕組みについても、あわせて議論を行っていくことが重要だとずっと 言ってきた。本当に規模が大きい横浜で、どうやったら市民参画を進めてい くことができるか、委員の皆さんからご意見をいただいて、まとめていきた い。
 - ・ 市民への情報発信について、どのような内容で、どのくらいの頻度で行う かが重要。例えば、今はインターネットの時代なので、数字を並べるだけで なく、わかりやすく発信していくことなどが考えられる。中間整理では、そ ういった具体的な取組について書き込んでいくことが必要だ。
 - ・ 基金や会計区分といったことも大事だが、行政評価や政策評価というのは、 横浜市でも相当やっているのではないか。大きな政策の評価も、個々の事務 事業の評価も、一生懸命やっていると思うので、今回の仕組みについても、 まさに評価の対象として位置づけて、積極的に公表していけばいいのではな いか。
 - ・ 仮に新税ということになれば、基金を作って目的税的に運用していくこと が必要になる。この部分の評価は、公募の市民に入ってもらって、外部評価 をするということが必要になるのではないか。
 - ・ 基金のところに公益信託を使うというのはどうか。外に出してガバナンス を高めるという方法もありえると思う。もちろん、公益信託が全て素晴らし いとは思えないが、例えば、市民の方に、理事に入っていただいたりするこ とで、透明性が高まるのではないかと思う。

- ・ 神奈川県の県民会議を参考にすればよい。横浜市は規模が大きいので、きめ細かくやっていく仕組みをどう作るかが重要。区単位でやっていくような姿勢が必要。10大拠点のような大きな緑ももちろん重要だが、身近な緑の保全も事業に掲げ、市民参加の事業モニターチームを作って取り組んでいくことが考えられる。
- ・ 横浜の場合は大きすぎて、区でも大きいぐらい。きめ細かにやっていくと いう覚悟が必要。
- (**座長**) 広く市民に負担をお願いして、超過課税をやっていくような場合は、市 民参画の仕組みを同時に提案していくことが必要不可欠である。これから見 ていただく中間整理のたたき台では、具体的なところはほとんど書かれてい ないので、現時点のものを見てもらったうえで、最終的にどこまで書き込む か相談することとしたい。
- ◇ 事務局の方で、資料 9 の緑の保全・創造に向けた課税自主権の具体的活用に 関する意見(中間整理)のたたき台を朗読。(約 20 分)
- ◇ 中間整理案のたたき台について自由討議(約30分)
- (**座長**)ペンディングになっている部分について整理したうえで、細かい書きぶりについてご意見を伺うこととしたい。

まず、法定外税の部分は、本日の議論の結果を踏まえて書き込むこととしており、たたき台では空欄にしてある。

この部分については、先ほどの議論を踏まえると、「市民に広く薄く負担をお願いする一方で、緑被率の維持・向上に必要な緑化率を誘導していくためにインセンティブ税制を仕組んでいくことは、アイディアとして意義は高い。しかし、そもそも、法で求められる水準を超えて負担を求めるのが適切かどうかといった課題や、課税技術的にも、課税標準や税率をどのように設定していくのか、また、あくまで開発時課税であり、後々の緑の伐採等にどう対処していくのかといった課題があり、具体的な成案をうるには至らなかった」というようなことを書き込んいくこととなると思うがどうか。

それでは、法定外税については、このような形で書き込んでいくこととしたい。

次に、たたき台では、新たな税負担がどういったイメージになるか書かれていないが、いろいろな前提を置いたうえで、税率のイメージを出していくかどうか、皆様の意見を伺いたい。

数字を出すかどうかについては、両方の考えがあると思う。数字を出すと、数字が一人歩きして、あらぬ事を言われる可能性があるが、逆に、数字を出さないと、一体いくら取られるのかと疑心暗鬼が生じてしまい、後期高齢者の問題があり、消費税増税の議論もあり、物価高の問題もある大変なときに一体何を考えているんだという話になってしまう。

数字を出すにしろ出さないにしろ、少なくとも、市民の皆さんに必要以上の不安を与えてはいけないので、足りない財源だけで新たな負担額が決まるものではなく、市民の皆さんの負担感を考えながら、自ずと限界があるということは書き込んでいかなければならないと考えている。

現時点では、何も書かれていないが、これまで説明されてきた必要財源額を基に数字をはじくと、どのような数字になるのか。まだ試算段階とのことだが、横浜みどりアップ計画の概算事業費として、前回、150 億円程度という数字が示されている。この数字を前提に、均等割超過課税の税率をイメージすると、どの程度の税率設定となるのか。

→ 現在、個別事業と事業費、財源内訳を整理中であり、引き続き、市民 アンケートや関係者の意向調査を踏まえ、7月までに確定させていく予 定としているが、ご指摘のように、現在の財源規模の試算状況では、年 間総額 150 億円程度の事業費が必要としており、このうち、平成 20 年度 関連事業予算額からの増嵩分は 114 億円程度となる。

これに対応する一般財源の増嵩分は、概ね3分の1ということで、30~60億円程度となることが想定されることから、あくまで、現段階で想定される概算事業費と一般財源増嵩分を基に、仮に、市民税個人・法人均等割超過課税によって全額を賄うこととし、先行他県で多く実施されている個人・法人間の税率設定状況を基に税率を想定すると、個人が概ね1,000円~2,000円程度、法人は法人:規模等に応じた均等割額の概ね10%から20%の5,000円から600,000円程度と試算される。

・ もともとから、私は、均等割超過課税という形で課税を行うのが今回の趣 旨に最も合うと考えているが、実際の税率設定にあたっては、必要な財源額 から割返していく方法と、均等割という性格からくる負担感にウエイトを置 いて考えていく方法があり、どちらにより重きを置くかということが税制の 議論としては重要になると思う。

率直に言って、個人の2,000円というのは重いという感想を持つが、本当に 必要な財源なんだということを説明するということと、緑を守るためにはこ れだけの負担が必要だということを明確にするという意味では、数字を出していくことに賛同したい。税金を議論するときは、とにかく数字を出して議論しなければならない。それに耐えうるものでないと、到底、市民を説得することはできない。

- ・ 私は、数字は出さない方がいいと思う。もし出すのであれば、なぜそうなのかを合わせて書く必要があるが、それを書き出すといろいろな議論になる。 現時点では、高すぎてはだめだというくらいのことを書いておくのが一番いいと思う。
- 私も2,000円は高いと思うが、数字は出していった方がいいと思う。
- ・ 数字を出さないとやはりインパクトがない。叩かれたとしても、ある種、 関心を一気に喚起して、そこから議論していきましょうということになるの ではないか。いずれにせよ通らなければいけない道だということがある。

神奈川県の場合は、かなり早い段階で、県民にどれぐらい負担をしてもらうかについて、CVMに近い形のアンケートをやった。その結果、今考えられる科学的な方法で一応 1,000 円ぐらいだったか、1,500 円ぐらいだったかもしれないが数字が出てきて、水源環境に対してこれぐらいは出せますよという結果を睨みながら提案することができた。

- ・ 1000円と2000円では倍も違う。ちょっと幅がありすぎるのではないか。
- ・ 幅があること自体はよいが、問題はその意味。今の説明では、特定財源が どの程度になるか確定しないので、これぐらい幅があるということだが、納 税者の側からすると、倍の差があるということが、施策や受益の差につなが ってない。こういう出し方は、納税者の感覚とずれている。

そうではなく、1,000円出したらこんなことが実現し、2,000円だったらこうだというのが通常の出し方だ。1,000円のときにはこれぐらいの緑を確保できますよ、2,000円だったらこうですよという施策の効果を示し、負担が大きくても効果の多い方を選びますか、それとも負担は小さくなる代わりに、施策も小さくなる方を選びますか、どっちがいいですかという形で市民に示すべきだと思う。そうでないと単なるアドバルーン的なものになってしまう。

(**座長**) 数字は出した方がいいという意見が多かったが、確かに、幅を持たせる のであれば、納税者の選択に繋がるようなものでないと意味がない。中間整 理を出すまでの間に調整がつけば、選択に繋がるような出し方を工夫してみ たい。 それが無理なようであれば、現時点で横浜みどりアップ計画の概算事業費として150億円程度という数字が示されており、大まかに言うと一般財源としては3分の1程度が想定されるとのことなので、幅を持たせるのではなく、正に3分の1というピンポイントで試算した数字を出していく方向で調整していくこととしたい。

その他の部分については、新税以外の方法による財源確保の検討の必要性など、市民参画の部分を除いて、大体、前回までにいただいた意見状況を記載したつもりだが、漏れているところ等、修正すべき点があれば、意見をいただきたい。

- ・ 1ページ目の上から3行目の「改めて言うまでもなく、税はあくまでも政策目的実現のための手段であり、まず、どのような施策を行うかが重要である」という部分についてだが、今回やろうとしているのは、超過課税によるものなので、超過課税というのは一般的な予算と財源調達の関係よりも、より強く施策、標準税率を超える施策が必要ですよというニュアンスが出る文章にしてもらいたい。
- ・ 4ページ(1)のアのところので、タイトルは「標準的な公共サービスとの関係」ということになっているが、ここでは、標準的なサービスを超える事業が今必要なんだと、他の自治体と横浜市は全く違うんだということをもっと言っていかないといけない。今まで議論があったように、非常に開発圧力が高いという特殊な事情の中で、緑をいかに守っていかなければならないかという、非常に切実な思いと財政需要があることを、もっと強めに書いてほしい。
- ・ 5ページの頭で「大都市における生活の利便だけでなく、豊かな緑ある良好な生活環境の維持に対する意向(ニーズ)をあわせて持っている」とあるが、決めつけているような印象があるので、過去のアンケート結果など、根拠を添えて客観的に書く形にした方がいい。
- ・ この中間整理案には、税制研究会の最初の方で指摘しておいたような真の 原因論と現行施策の評価といった部分が一切書かれていないがいいのか。
- (**座長**) そもそも論になってしまうので、その点については今回の中間整理では 踏み込まず、今後の課題ということで整理したい。

最後にペンディングとなっている市民参画の部分だが、どうするか。

- ・ 12ページに「真の市民参画につながる、横浜らしい仕組みづくり」と書かれているが、何を意味するか、具体的にこれですよと書かないと意味がない。
- ・ 今まで横浜市として全く何もしてこなかったわけではなく、それなりに努力をしてきていると思う。市民のボランティアを募ったり、緑にアクセスする権利を横浜なりに応援してきたとか、そういったことを最初の方に書き加えるとインパクトが出るのではないか。
- ・ 最も規模の大きい横浜市は、ある意味、最も市民参画に遠い市なわけなので、それを逆手にとって、きめ細かな市民ニーズ反映の仕組みができると一番いい。
- ・ 横浜らしいというのは、やっぱり環境意識が高いという点。それからNPOの活動も活発だ。そういう特性があるわけだから、そういう特性が活かされている、パワーが活かされているというのが横浜らしい仕組みだ。そういった点を書いていけばいいのではないか。
- (**座長**) それでは、今いただいたような意見を反映して、私の方で文案を練った うえで、皆さんにお示しし、中間整理として、市に提出していくこととした い。

◇閉会。